

添付書類一覧表（印刷用）

番号	書類名	摘要						
1	添付書類一覧表(チェックリスト)	・必要事項を記入し、書類の提出前に必要書類を確認し他の添付書類とともに添付(アップロード)してください。						
2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※個人事業主は提出不要	・法務局が発行 ・発行後、3か月以内のもの						
3	府税(全税目)の納税証明書	・大阪府の府税事務所が発行 ・発行後、3ヵ月以内のもの ・「府税及びその付帯徴収金について未納の徴収金の額はありませ ん。」と記載されていること ※請求証明事項は「府税及びその付帯徴収金について未納の徴 収金の額のないこと」 ※徴収金の種類は「全税目」 ・「住所または所在地」は大阪府内であること ・(参考)納税証明書の見本、交付請求書の書き方等の詳細は申請 案内ホームページに掲載						
4	消費税及び地方消費税の納税 証明書	・税務署が発行 ・発行後、3ヵ月以内のもの ・消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 ・証明書の種類は「その3」(「その3の2」「その3の3」でも可。 「その1」は不可) ※証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」 ・電子納税証明書(PDF)の提出は可 ・納期限未到来の納税額の記載がある場合は、その期限内に添付 (アップロード)してください。納期限以降に添付(アップロード)する こととなった場合は、その支払いが確認できる領収書の写し等を併 せて添付してください。」 ・(参考)納税証明書の見本等詳細は申請案内ホームページに掲載						
5	貸借対照表・損益計算書	・最近1事業年度の決算確定分(半期決算の場合は2期分) ・会社設立後、第一決算期が未到来の場合は「開始貸借対照表」 で可 ・個人事業主の場合は確定申告書(白色または青色)もしくは作成 された「財務諸表」(参考様式あり)						
6	営業に必要な登録証明書・現 況報告書	・申請する業務ごとに下記書類を提出 <table><tr><td>測量</td><td>測量業者登録証明書(※1)</td></tr><tr><td>建築設計・監理</td><td>建築士事務所登録証明書(※1)</td></tr><tr><td>設備設計・監理</td><td>建築設備士登録証 設備設計一級建築士証</td></tr></table>	測量	測量業者登録証明書(※1)	建築設計・監理	建築士事務所登録証明書(※1)	設備設計・監理	建築設備士登録証 設備設計一級建築士証
測量	測量業者登録証明書(※1)							
建築設計・監理	建築士事務所登録証明書(※1)							
設備設計・監理	建築設備士登録証 設備設計一級建築士証							

			CATV 技術者証
		地質調査	現況報告書(※2)
		建設コンサルタント	現況報告書(※2)
		補償コンサルタント	現況報告書(※2)
		(※1) ・発行後 3 か月以内のもの (※2) ・確認済の押印のある最新のもの(貸借対照表等の決算関係の部分は不要) ・提出する現況報告書の内容が現況と異なっている場合は、登録事項の変更を行なった「変更届出書(受付印のあるものに限る)」の写しを併せて提出 ・現況報告書提出後に登録追加した業務を申請される場合は、国土交通省(地方整備局)への登録追加申請時に提出した申請書類の写しと国土交通省(地方整備局)からの登録済通知書の写しを提出 ・会社設立直後(第一決算期末到来)のため現況報告書を提出していない場合は、国土交通省(地方整備局)への登録申請時に提出した申請書類の写しと国土交通省(地方整備局)からの登録済通知書の写しを提出	
公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務がある方のみ提出する書類			
7	障害者雇用状況報告書(様式第 6 号)	・公共職業安定所(ハローワーク)に報告の義務のある方(※)のみが提出 (※) 常時雇用している労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が 40.0 人以上の事業主 ・毎年 6 月 1 日現在のもので、公共職業安定所(ハローワーク)に提出した最新のもの ・障害者雇用状況報告書の見本、申請書に記載する数値は申請案内ホームページに掲載	
電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出する書類			
8	外字(ガイジ)届	・申請案内ホームページに様式有 ・申請手続きの際、商号・名称、代表者、氏名、所在地で電子入力が出来ない文字(JIS 第 1 水準又は第 2 水準以外の文字)があり、電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出が必要	
事業協同組合の方のみ提出する書類			
9	①定款 ②役員名簿 ③組合員全員の名簿 ④官公需適格組合の証明書	・事業協同組合として申請する場合のみ提出が必要 ・①、②、③は必須(②、③は任意様式) ・④は中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている場合、提出必要	